

「インターネットの制度と 企業の知的財産戦略の関わり」

「欧米の動向と日本企業の取るべき戦略」

沖縄ICTフォーラム2015 in 石垣島

2015年7月10日

加藤幹之

知財の話題例—知財が大きなビジネス要素に

- ノーテルの特許6000件を、アップル、マイクロソフト等6社のコンソーシアム（ロックスターと呼ばれる）が45億ドルで買収（2011年7月）。ロックスターは、同特許でグーグル、サムスン、LG、ファーウェイ他数社を提訴（2013年10月）。ファーウェイは和解（2014年1月）。グーグルが和解（2014年11月）。ロックスターは4000件の特許をRPXに売却（2014年12月）
- モトローラをグーグルが125億ドルで買収。関連特許は2万4000件（内7000件は審査中）（2011年8月）。グーグルは29.1億ドルでモトローラをLenovoに売却。グーグルは大半の特許を継続保有（2014年1月）。
- AOLが、オンライン広告や携帯端末に関連する800件以上の特許群をマイクロソフトに10.56億ドルで売却し、他の300件の特許を同社にライセンスした。マイクロソフトは、そのうち650件をフェイスブックに売却し、残りもライセンス。フェイスブックは総計5.5億ドルを支払う（2012年6月）。

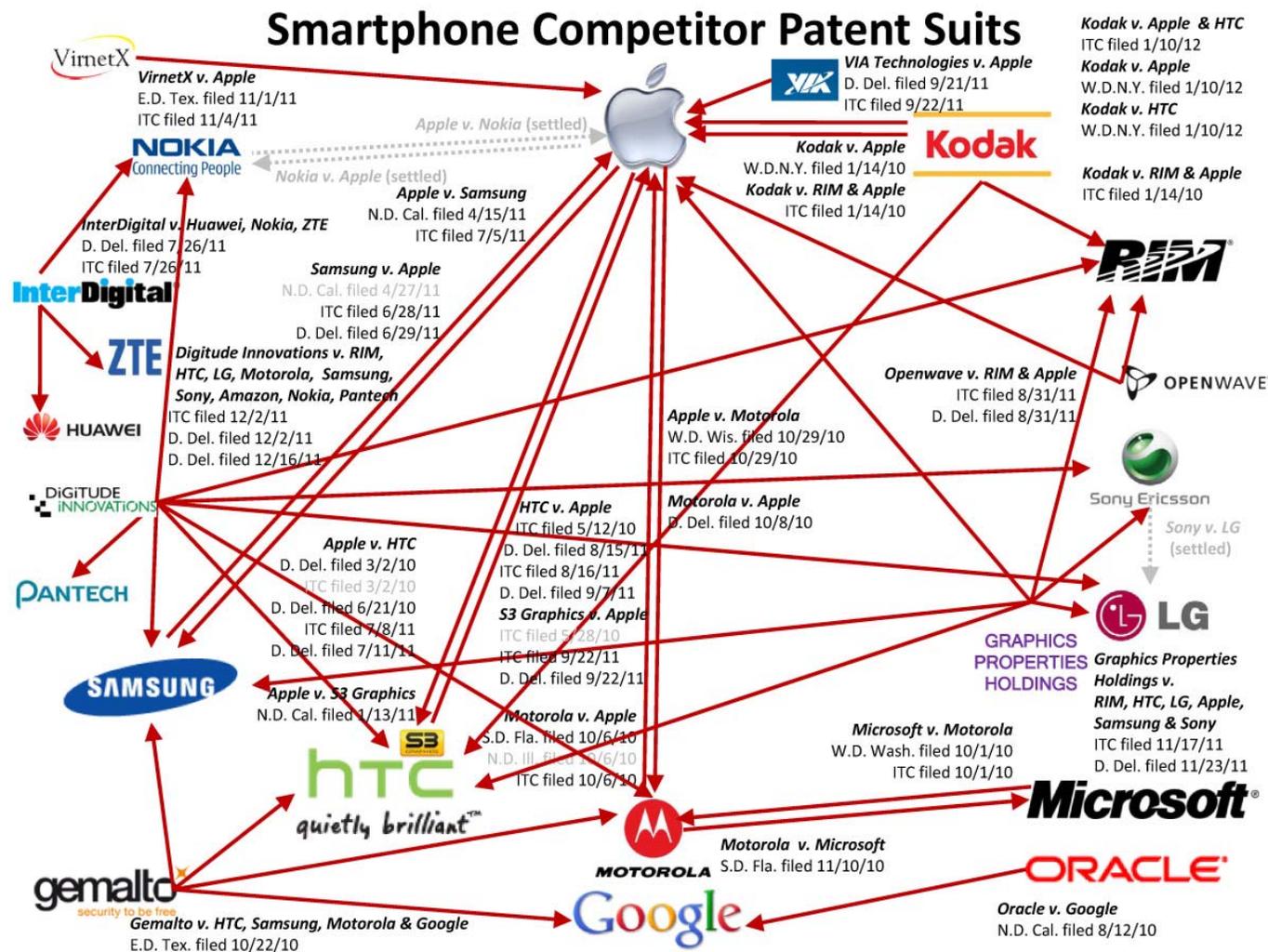
さらに知財の話題は続く(1)

- スマートフォンなどの特許侵害をめぐり米カリフォルニア州連邦地裁で争われていた訴訟で、陪審団は、アップルの一部の特許が侵害されたと判断し、サムソン電子に10.5億ドルの損害賠償を認定(2012年8月)。裁判所は一部を再審理命令(2013年3月)。両社は、米国外のすべての訴訟の取り下げに合意(2014年8月)。アップルは、サムスンが年間10億ドル以上をアップルに使用料として支払っていることを開示(2014年10月)。
- 会社更生手続下にあったコダック社の特許を、グーグルやアップル等の12社のコンソーシアムとインテレクチュアルベンチャーズが5.27億ドルで購入(2012年12月)。
- 経営破たん危機にあるブラックベリーの5136件の特許が、55億ドルの価値があるとのアナリストの分析。特許を売却するか自ら活用するかが注目される(2013年8月)。特許売却計画が中止され、社債発行で資金調達を目指す(2013年11月)。

さらに知財の話題は続く(2)

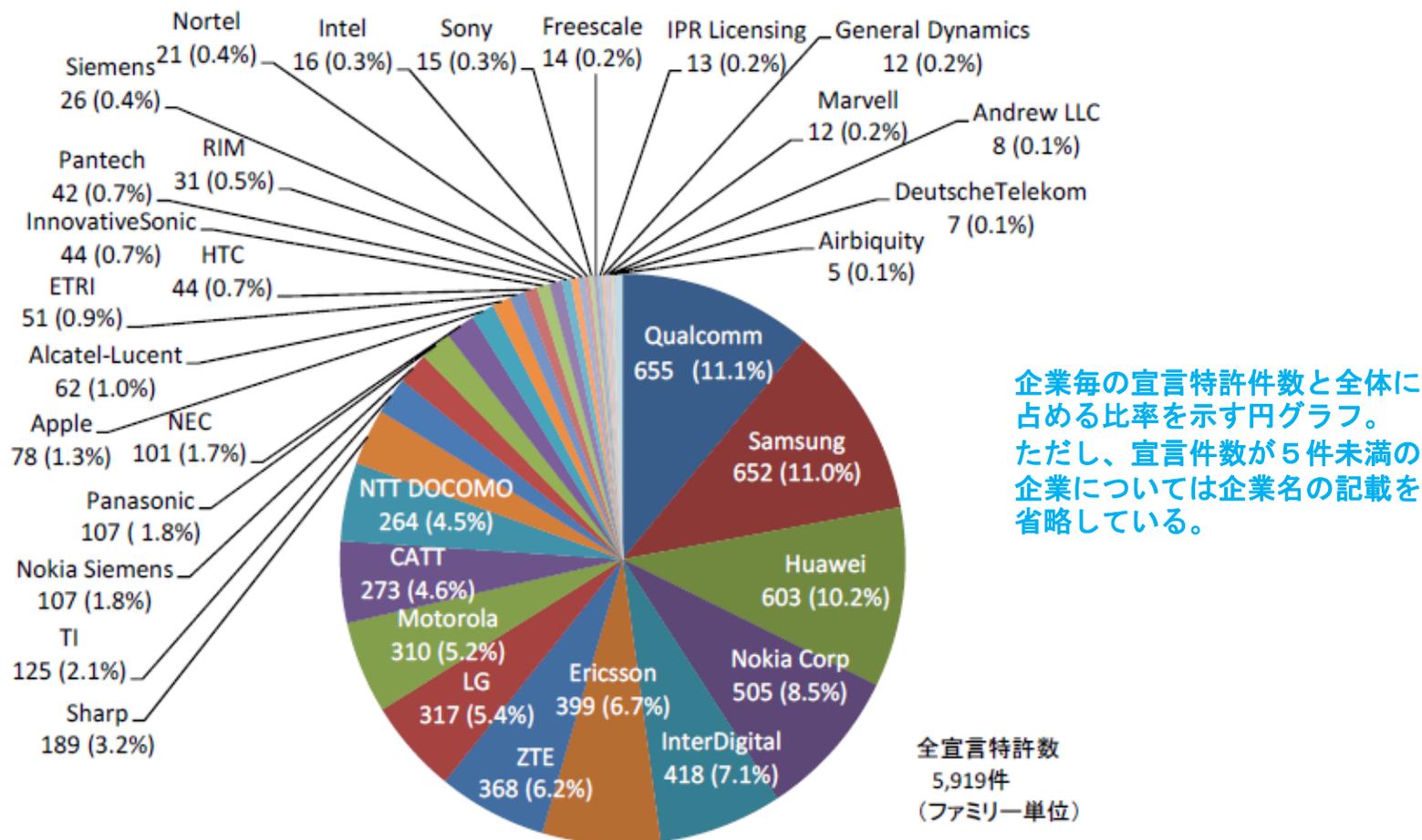
- マイクロソフトがノキアの携帯とサービス部門を72憶ドルで買収するが、その内21.8憶ドルは特許ライセンス料。ノキアは特許を保持しており、その扱いが注目される(2013年9月)。サムスンが(マイクロソフトのノキア買収を理由として)特許使用料支払いを止め、その金利を支払わないことに対して、マイクロソフトが提訴(2014年8月)。
- Twitterが、株式公開直前に、IBMから特許侵害の警告を受けていることを開示。IBMは、ビジネス的解決を示唆しているとのこと(2013年11月)。Twitterは、IBMから900件の特許を購入し、同時にクロスライセンス契約を結んだと発表(2014年1月)。支払金額は3600万ドル(2014年3月)。

スマートフォン特許戦争—訴訟相関図



出典：PC magazine, Jan. 19, 2012 「Smartphone Competitor Patent Suits」

LTE関連特許の企業別割合



図：企業別の宣言特許件数割合

欧米の動向(1)

- この数年、大型の訴訟や、知財を重要な要素とした事業のM&Aが増加＝知財がビジネス競争上の重要な要素だという認識が広まった。取引価格も一桁大きくなった。
- 知財自体の流通、活用がさらに活発化。＝知財自体が利益につながるという認識が広まってきた。(注：日本企業の中でも知財を売却する企業は増えている)
- 欧米では、伝統的な製造企業も知財の流通、活用を促進しつつあり、「知財は自己のビジネスを守るもの」という考えは変わりつつある。

欧米の動向(2)

- 新興国の企業が、技術や知財を市場で調達する動きも活発化＝自分で技術開発するより、早くて効率が良い場合も多い。
- これまで知財と無縁であった、(フェースブックやツイッターのような)ソーシャルネットワーク系企業等でも、知財戦略が重要となりつつある＝ネットの世界では、誰もが知財リスクを抱える時代となりつつある。逆に知財を持つことにより、ビジネス上も優位に立つことがありうる。
- 金融、投資機関や大学の技術系ファンド等が知財を新たなAsset Classとして注目。

知財が独り歩きし始めている

- 日本の伝統的企業＝「知財は事業を守るため」とする知財戦略
 - 事業の自由度を確保するため、クロスライセンスを行い、防衛のために多くの知財を保有。
- しかし、世界では知財自体の取引や、知財で利益をあげる事例が増加している。

「知財の独り歩き」にどう向かうべきか？

- 知識社会、情報化社会＝技術や知財自体が大きな価値を持つようになった現実を無視できない。世界は大きく変わりつつある。新しいビジネスモデルが、これまでの知財戦略を変えつつある



- 「事業を守るための知財戦略」に加えて、「事業や利益を生み出す知財戦略」へ
- 事業を守る、事業に資する知財が重要なことには変わりがない。しかし、それに加えて、知財が独自の価値を持つことを認識し、柔軟な活用を考える時期に来ている。

「知財の独り歩き」の問題は？

- 「知財の独り歩き」にはもちろん課題も多い。
- 例＝知財がマネーゲームの対象となり、取引価格やライセンス料が不当に高額、または不安定になる。
- しかし、適切な知財価値評価ができれば、時間とともに解決することができるのではないか。取引が増えるに連れて、「適正な市場価格」が生まれて来るのではないか。

「事業や利益を生み出す知財戦略」の例

～知財戦略が必要な3分野～

- 「プロパテント」: 単なるライセンスや権利行使だけではなく、戦略的な知財売却や調達。コンソーシアムによる知財買収等による戦略的防衛。自分の事業分野以外の知財確保。
- 「プロイノベーション」: 自前主義を見直し、オープンイノベーションを積極的に実施。知財の専門家がイノベーション創出や新たなビジネスモデル構築に貢献すべき。自分で「物づくり」をするだけではなく、海外のパートナーにライセンスしてグローバルビジネスを展開。
- 「知財流通」: 知財の流通や活用を活発化し、日本が世界の「技術、知財のハブ」となることを目指すべき。

知財の新たな活用で真の知財立国を

- 日本は「事業や利益を生み出す知財戦略」を受け入れ、必要な制度の見直しを行い、第二次知財立国活動を推進すべき。
- すべてが欧米流である必要はない。日本的な戦略立案もありうる。しかし、その戦略は国際競争力があるものでなければならない。
- 特に、プロイノベーションの分野で、日本再生を目指すべき。

さらに大きな世界の動き

プロイノベーションの知財活用～2つの重要な視点

- インターネットの飛躍的发展と社会のオープン化
→知財は権利を抱え込むためにだけ存在する訳ではない。知財の権利を活用して、オープンとクローズドの使い分けを工夫し、新しいビジネスモデルを構築すべき。
- オープンイノベーションの要請
→「必要な技術はすべて自前主義」に決別し、広くオープンイノベーションを実現すべき。それには、技術の目利きのカ、広く世界のビジネスを俯瞰するネットワーク、さらに深い知財の理解と経験が必須。

2つのIP

- Internet Protocol → 「自由」でオープンな社会？ 自分の権利を主張せず、広く利用を促進。
- Intellectual Property → 法律に基づく独占と「規制」の世界？ クローズドな社会？

社会はますますオープン化するように見える ～オープンをベースとした新しいビジネスの台頭～

- Google Maps
- Google Books
- Twitter
- Facebook
- iCloud
- クラウドやビッグデータが、次々と新しいビジネスモデルを生み出す

利用だけでなく開発もオープンに

- オープンソフトウェア
- コミュニティーが無償でソフト開発
例、リナックス
- GPL (general public license) で無償開放
- 研究開発もクラウドソーシングする時代に

コモンズ(共同社会)の形成

- オープンソフトの世界からさらに広範囲に
- Creative Commons

<http://creativecommons.jp/> 参照

- Patent Commons
例、「Eco-Patent Commons」

Wisdom of crowds

- 群衆の英知(みんなの意見は案外正しい)
- 大衆参加の時代
- クラウドの時代になると、さらに促進
- ソーシャルネットワークが民主主義を促進
- 社会のオープン化の中で、クローズド社会を形成する知財制度は逆行？ 知財は悪か？ いずれ絶滅するのか？
- Internet Governance Forum(IGF)の事例——国際的な動きをつかむことが重要 (添付資料ご参照)

二律背反？

- 知財だけではない
- プライバシーとセキュリティー
- プライバシーと表現の自由、知る権利
- 国家の安全保障と知る権利(例、WikiLeaks)

2つのIPのバランス

- 2つのIPは対立軸ではなく、両立するもの。
- 2つの側面を組み合わせ、新しいビジネスモデルが生まれる。オープンにする部分で市場を拡大し、クローズドの部分で利益を確保する。このために知財制度は必須。
- 例＝アップルであろうと、グーグルであろうと、この2つの面を組み合わせ、ビジネスモデルを作っている点は変わらない。
- 仮に知財制度がなければ、逆に権利を事実上独占する者が生まれる。知財制度はその牽制のために必要。

特にIT分野では、オープンイノベーションが必須の時代になった

なぜオープンイノベーションなのか？＝「自前主義」の限界

- 技術の複雑化・高度化
- 莫大な研究開発費用
- 開発のスピード
- 単独で技術開発するリスクと負担が増加
- 自分の研究組織を持たない新興IT企業の出現
- 研究開発と事業化の分離、分担の傾向が進む

しかし、日本ではオープンイノベーションが 未発達

- 研究開発部門の排他性
- 外部(特に海外)の技術やビジネスに関する情報不足
- 技術やビジネスの目利きをし、俯瞰的に分析する能力の欠如
- 自前での研究開発と、外部から調達する場合との経済的、経営的比較ができない結果、両者の明確な戦略的切り分けができない
- 日本では伝統的な人事制度、雇用制度の結果、社内開発を優先しがちであり、技術を直ちに外部調達に変えることが難しい傾向がある
- ライセンス等の外部からの技術調達の手段の理解や経験、交渉力がない結果、外部調達のメリットを生かせない

オープンイノベーションを可能とする 知財の手法例

- 一方的ライセンス、クロスライセンス
- 共同研究、研究委託
- 技術や特許等の知財の購入
- 外部研究への投資、ベンチャーや既存事業の買収
- 技術標準化＝デファクト標準、(国際)標準機関への参加、コンソーシアム形成
- パテントプールへの参加

オープンイノベーションには

- 技術者だけではなく、技術者を支援する外部のグループが必要

＞ 「イノベーション・エコシステム」

＝ 専門家がネットワークを作り、協働して総合的なサービスを経営者や技術者に提供できる仕組み

イノベーション・エコシステムのプレイヤー達

- 技術コンサルタント＝豊富なビジネス経験を持ち、広い見地から技術の目利きやコーディネートのできる技術者
- プロフェッショナル＝自分の専門分野だけでなく、技術やビジネスを理解する会計士や弁護士、弁理士
- 投資家＝リスクを負って新しい技術や事業に投資する者
- プロデューサー＝技術が分かり経営ができるビジネスの創出者（時には、事業のCEOとして参加できる人）

オープンイノベーション実現の仕組み ~日米の大きな違い~

米国では



- (特にシリコンバレーでは、)長い時間をかけてベンチャーを生む外部環境が育成されて来た。
- ベンチャーキャピタル、技術やビジネスに強い弁護士や会計士、金融やマーケティングの専門家、技術の目利きができるコンサルタント、多くのベンチャーを立ち上げた経営のプロ、等が、エコシステムを形成している。
- 市場を明確に意識したR&D戦略や新規事業戦略を展開してきた。

日本では



- 日本では、オープンイノベーションを実現しようとしても、身近に相談できる技術やビジネスのコンサルタントのような専門家が少ない。
- 日本の会計士や弁護士は、自分の専門分野に特化しており、ビジネスや技術を含めた、幅広いアドバイスを行っていない。
- 失敗のリスクを負って出資する投資家が少ない
- 日本では、技術や知的財産は、自分の製品や事業を守るものとの考えが強く、外部にランセンスしたり流通させることにより活用するという考えが普及していない。

ご参考資料

インターネットの国際的管理問題

インターネット管理問題議論の経緯(1)

- 1998年9月: ICANN設立
- 2001年12月: 国連が世界情報社会サミット(W SIS)開催を提唱
- 2003年12月: 第1回W SISをジュネーブで開催
- 2004年11月: 国連事務総長がインターネットガバナンスのワーキンググループ(WGIG)設立
- 2005年7月: WGIG報告書公表
- 2005年11月: 第2回W SISをチュニスで開催、チュニス行動アジェンダを採択、Internet Governance Forum (IGF)設立決定
- 2006年5月: IGFの諮問委員会選定
- 2006年10月: 第1回IGF総会(ギリシャのアテネ)
- 2007年11月: 第2回IGF総会(ブラジルのリオデジャネイロ)
- 2008年11月: 第3回IGF総会(インドのハイデラバード)
- 2009年11月: 第4回IGF総会(エジプトのシャルムエルシェイク)
- 2010年9月: 第5回IGF総会(リトアニアのヴィリニュス)
- 2010年10月: チュニジアの大規模デモをかわきりに「アラブの春」勃発

インターネット管理問題議論の経緯(2)

- 2010年12月: 国連総会でIGFの(さらに5年間の)継続が決議
- 2011年9月: 第6回IGF総会(ケニアのナイロビ)
- 2012年11月: 第7回IGF総会(アゼルバイジャンのバクー)
- 2013年5月: エドワード・スノーデンが米国NSAによる盗聴を暴露
- 2013年9月: ブラジルのジルマ・ルゼフ大統領が国連でNSA批判の演説をし、その後国際会議(NETmundial)開催を宣言
- 2013年10月: インターネット関連10団体がモンテビデオ声明発表
- 2013年10月: 第8回IGF総会(インドネシアのバリ島)
- 2014年3月: 米国NTIAがIANA機能の管理権限移管を発表
- 2014年4月: ブラジル・サンパウロでNETmundial会議開催
- 2014年6月: ICANNがIANA機能移管の手続きについて提案
- 2014年9月: 第9回IGF総会(トルコのイスタンブール)
- 2014年10月: ITU全権委員会、韓国の釜山で開催
- 2015年: WSIS+10で、インターネット・ガバナンス見直し予定
- 2015年11月: 第10回IGF総会(ブラジルのジョアン・ペソアの予定)

これまでのIGF会合の議題(1)

- 2006年ギリシャ: ①自由な情報流通・表現の自由、②セキュリティ・スパム、③インターネットの多様性、④インターネット接続
- 2007年ブラジル: ①インターネット接続、②インターネットセキュリティ、③インターネット多様性、④インターネット開放性、⑤重要なインターネット資源管理
- 2008年インド: ①インターネット接続、②インターネットセキュリティ、③インターネット多様性、④インターネット開放性、⑤重要なインターネット資源
- 2009年エジプト: ①重要なインターネット資源管理、②インターネットセキュリティ、開放性、プライバシー、③インターネット接続、多様性、④今後の活動(フォーラムの継続)、⑤新たな課題

これまでのIGF会合の議題(2)

- 2010年リトアニア:①重要なインターネット資源管理、②セキュリティ、開放性、プライバシー、③アクセスと多様性、④発展途上国のインターネットガバナンス、⑤これまでのインターネットガバナンス活動の評価及び今後の取組⑥緊急の課題(クラウドコンピューティング)
- 2011年ケニア:①開発のためのインターネット、②新たな課題、③アクセスと多様性、④セキュリティ、開放性、プライバシー、⑤重要なインターネット資源管理
- 2012年アゼルバイジャン:①新たな課題、②インターネットの資源管理、③途上国開発とインターネット、④アクセスと多様性、⑤セキュリティ、開放性、プライバシー
- 2013年インドネシア:①政府の役割、②インターネットの管理原則、③マルチステークホルダーの原則、④法律その他のフレームワーク、⑤成長と安定的発展のためのインターネット、⑥人権や表現の自由、⑦新たな課題(検閲)
- 2014年トルコ:①アクセス実現の政策、②コンテンツの作成、普及と利用、③インターネットによる成長と発展、④IGFとインターネットのエコシステムの将来、⑤オンラインの信頼性の向上、⑥インターネットと人権、⑦重要なインターネット資源

第9回IGF トルコ会議

- 全体テーマ : Connecting Continents for Enhanced Multistakeholder Internet Governance
- 2014年9月2日から5日の4日間、イスタンブールで開催
- 144か国から2,403人が参加(それ以外に1,291人が遠隔参加)。100以上の個別セッションも同時開催
- Best Practices(最適な運用事例)について、フォーラムを開催。5つのテーマで書面化
- IGFの運用資金基盤や、10年目以降についても議論がなされた

IGFの特徴(今後は見直しの可能性あり)

- IGFは決議機関ではなく、意見交換の場。しかし、意見を文書化する動きが強まる
- 多くのワークショップやセミナーを並行して開催
- 途上国を含む多くの人々が参加
- 市民社会やNPO等を含む、マルチステークホルダーがいろいろな立場から参加
- 自発的なダイナミック・コアリションの台頭
- 政治的対立の場から対話の場へ変化

NETmundial会議

- 2014年4月23日、24日の2日間、サンパウロで開催
- 毎年(これまで5年間ずつの周期で)継続されるIGFと違い、一回限りの開催
- 開催に向けて、(インターネット・ガバナンスの)原則論、今後の体制論について広く意見募集
- 会議を通じて、意見調整を行い、(1)インターネット・ガバナンスの基本原則と(2)今後のインターネット・ガバナンス改革のためのロードマップ、を取りまとめた「NETmundial Multistakeholder Statement (マルチステークホルダー宣言)」を発表(<http://netmundial.br/netmundial-multistakeholder-statement/>)

「NETmundial Multistakeholder Statement」(1)

インターネット・ガバナンスの基本原則

- 基本的人権と共通の価値(表現の自由、集会の自由、プライバシーの保護等、多くの要素を指摘)
- 媒介者の保護
- 文化と言語の多様性
- 統一化され分断されない空間
- インターネットのセキュリティ、安定性と弾力性
- オープンで分散型のアーキテクチャー
- 持続的なイノベーションと創造性を可能とする環境
- インターネット・ガバナンスのプロセスの原則(マルチステークホルダー、オープンで透明等、多くの要素)
- アクセスと障壁の低さ
- オープン標準

「NETmundial Multistakeholder Statement」(2) 今後のインターネット・ガバナンス改革のための ロードマップ(1)

1. インターネット・ガバナンス改革のために注目すべき事項——多くの人びとの参加の必要性、enhanced cooperation、マルチステークホルダー等について指摘
2. インターネット・ガバナンスを扱う各組織の改善について——特にIGFについて、政策提言できるよう見なおすこと、適正な運営資金を得ること、世界的な会話をする手段を得ること等、を指摘した上で、さらに5年間の延長を提案

「NETmundial Multistakeholder Statement」(3) 今後のインターネット・ガバナンス改革のための ロードマップ(2)

1. 特定のインターネット・ガバナンスの論点について――セキュリティと安定性の必要性、大規模で問題を含む盗聴がインターネットの信頼を損なうこと等、を指摘
2. 今後更に議論すべき事項として――jurisdictionの議論やnet neutrality等、を指摘
3. 今後の議論の場として――WSIS+10やIGFその他の場で、NETmundialの成果が生かされるよう求める